

マイ・ペイすりボ会員特約

第1条（総則）

株式会社鹿児島カード（以下「当社」という）に対し、本特約及び鹿児島カードVISA会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすりボ会員とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。

第2条（カード利用代金の支払区分）

1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたはリボルビング払いの場合、会員規約第29条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ）時点において、当該月の利用代金が、本条第2項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすりボ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。

2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第31条にかかわらず、元金定額コースにて指定した金額（5千円または1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額となります。なお、マイ・ペイすりボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。

3. 前項に定める弁済金（毎月支払額）は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。

4. 手数料額は下記の方法で算出するものとします。

（1）支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位100円）に対し、当社所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1カ月分として支払期日に後払いするものとします。

（2）新規の利用代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第3条（カード利用代金等の決済方法）

本カードの支払方法は、会員規約第16条に定める決済口座からの口座振替等による支払方法とします。

第4条（支払方法の中止）

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社の定める所定の方法で申出を行うものとします。

第5条（マイ・ペイすりボの設定）

マイ・ペイすりボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすりボの設定は取消す場合があります。

第6条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

<お支払い例（元金定額コース1万円の場合）>

8月16日～9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）

①お支払い元金…10,000円

②手数料…ありません

③弁済金…10,000円

④お支払い後残高…40,000円（50,000円－10,000円）

◆第2回（11月10日）お支払い

①お支払い元金…10,000円

②手数料（10月11日～10月15日までの分）… $40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 82円$

③弁済金…10,082円（①10,000円＋②82円）

④お支払い後残高…30,000円（40,000円－10,000円）

（2023年4月改定）